

事務担当者 様

一般財団法人北九州市教職員互助会

生命保険料等年末調整に関する資料の取扱いについて

日頃より互助会の事業、運営にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、当互助会が実施している保険料の団体取扱事業において、年末調整に関する事務取扱方法は下記のとおりとなっておりますので、ご確認宜しく申し上げます。

記

当互助会の団体取扱分の保険料については、北九州市教育委員会が各職員へ配付する「申告書」において、「保険会社名」、「払込保険料」等をあらかじめ印字しています。

したがって、互助会から「生命保険料等控除証明書」は配付しませんのでご了承ください。

1 申告書の印字について

保険料の団体取扱をしている会員の「申告書」には、「保険会社名」、「保険等の種類」、「保険期間」、「払込保険料」及び「分配を受けた剰余金割戻金の金額」を印字しています。

- (1) 本年9月1日現在の保険会社提供の証明データを基に、本年12月まで保険料が払い込まれたものとして、申告書に印字しています。
また、本年8月31日までに満期・解約・失効により、団体扱い保険料の払い込みがなくなった契約については、本年中に払い込んだ保険料を印字しています。
- (2) 本年9月2日以降の新規契約については、生命保険会社からの証明データがない場合がありますので、印字されていない方は、直接保険会社に「証明書」の発行を依頼するようお願いください。
- (3) 年の途中で「個人払い」に変更されている方は、各保険会社よりご自宅に「生命保険料等控除証明書」が届きますので、この場合は「申告書」に添付するようお願いください。
- (4) 「分配を受けた剰余金割戻金の金額」が「契約保険料等の金額」を上回り、「差引保険料等の金額」がマイナスになる契約については、「申告書」に印字していません。

【参考】 保険料の団体取扱印字対象保険会社は以下のとおり

日本生命 / アクサ生命 / 第一生命 / 朝日生命 / 明治安田生命 / 大樹生命
住友生命 / プルデンシャル生命 / オリックス生命 / かんぽ生命 / 簡易保険
ジブラルタ (弘済会) ※ジブラルタ (弘済会) のみ本年4月から再任用になった方はご自宅にハガキが届きます。

保険料の団体取扱事業に関するお問い合わせは…

一般財団法人北九州市教職員互助会 TEL 093-941-5897 (8:30~17:15) 担当: 深野
Mail info@kitakyu-kyogo.or.jp